

令和8年  
4月1日から

# 準中型免許・普通免許の 仮免許を取得できる年齢と 準中型免許・普通免許の運転免許試験を 受けられる年齢が、それぞれ18歳から 「17歳6か月※」に引き下げられます。

これまでは、18歳にならないと仮免許が取得できないため、1月から3月に誕生日を迎える方を中心に、4月から新生活までに運転免許証の取得が間に合わない場合がありましたが、これからは早めに入校して教習を受け、試験を受験することができます。

※ただし、準中型免許・普通免許の取得は18歳の誕生日を迎えてからになります。

